

# 指定障がい福祉サービス事業者自己点検表 (H31.4.1 改正版)

## 【就労継続支援 A 型】

点検年月日	令和 3 年 3 月 22 日	
事業所名	リンク	
記入担当者	職名	取締役
	氏名	安松 博之

### 記入にあたって

本表は、各事業所において指定障がい福祉サービス事業に係る指定基準を満たしているのかを確認するための点検表です。

#### 1. 「点検内容」の記入について

下記の分類により、該当する欄(□内)に朱書きでチェックを入れてください。

「適」: 事項の内容を満たしている(行っている)。

「否」: 事項の内容を満たしていない。(例: サービス管理責任者の員数が少ない等)。

#### 2. 作成後の活用について

本表で自己点検ができますので、指定申請や適正な事業運営に御活用ください。

なお、福岡市が実地指導等を行う際には、資料として提出をお願いいたします。

確認事項に不明な点等がありましたら、担当まで御連絡ください。

\* 福岡市ホームページから書式情報をダウンロードすることができます。

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	就労継続支援 A 型		適	否	
<b>第1 基本方針</b>					
基本方針	(1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援A型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型を提供しているか。 【平18厚労令171第3条第1項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援A型の提供に努めているか。 【平18厚労令171第3条第2項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 【平18厚労令171第3条第3項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 【平18厚労令171第185条、施行規則第6条の10】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
<b>第2 人員に関する基準</b>				
1 従業者の員数 (1) 職業指導員及び生活支援員	<p>① 職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。 【平18厚労令171第186条第1項第1号イ】</p> <p>② 職業指導員の数は、事業所ごとに1以上となっているか。 【平18厚労令171第186条第1項第1号ロ】</p> <p>③ 生活支援員の数は、事業所ごとに1以上となっているか。 【平18厚労令171第186条第1項第1号ハ】</p> <p>④ 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。 【平18厚労令171第186条第4項】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員名簿</li> <li>勤務表</li> <li>雇用契約書</li> <li>出勤状況に関する書類</li> <li>利用者数に関する書類</li> <li>資格を証明する書類</li> <li>経歴年数を証明する書類</li> </ul>
(2) サービス管理責任者	<p>① 事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 【平18厚労令171第186条第1項第2号】</p> <p>② サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤となっているか。 【平18厚労令171第186条第5項】</p> <p>※ 利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。 この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないが、当該事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能である。 なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められない。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの就労継続支援A型計画の作成等の業務を行うことができることから、この範囲で、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。 【解釈通知 平18厚発1206001】</p> <p>(サービス管理責任者の資格要件) サービス管理責任者は、平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める要件を満たす者でなければならない。 【平18厚労告544】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 利用者数の算定	<p>(1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受けた場合は、適切な推定数により算定されているか。 【平18厚労令171第186条第2項】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 職務の専従	<p>(1)及び(2)の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 【平18厚労令171第186条第3項】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 2 -

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
2 多機能型事業所の従業者の員数	<p>(1) 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤となっているか。 【平18厚労令171第215条第1項】</p> <p>(2) 一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、平成18年厚労省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定める多機能型事業所を1の事業所であるとし、当該事業所に置くべきサービス管理責任者の数は、次の①又は②に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 また、サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤となっているか。 ① 利用者の数の合計が60以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 【平18厚労令171第215条第2項、厚労告544の二】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員名簿</li> <li>勤務表</li> <li>雇用契約書</li> <li>出勤状況に関する書類</li> <li>利用者数に関する書類</li> </ul>
3 従たる事業所の従業者の員数	<p>指定就労継続支援A型事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 【平18厚労令171第187条(準用第79条)】</p> <p>(従たる事業所に関する経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労継続支援A型の事業を行う場合において、平成18年10月1日において現に存する分場(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に建物の構造を変更したものを除く。)を指定就労継続支援A型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、3の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。 【平18厚労令171附則第23条】</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員名簿</li> <li>勤務表</li> <li>雇用契約書</li> <li>出勤状況に関する書類</li> </ul>
4 管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 【平18厚労令171第187条(準用第51条)】</p> <p>(管理者の資格要件) 管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を営んだ経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 【平18厚労令174第72条】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員名簿</li> <li>勤務表</li> <li>出勤状況に関する書類</li> <li>資格を証明する書類</li> <li>経歴年数を証明する書類</li> </ul>

- 8 -

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
<b>第3 設備に関する基準</b>				
設備	(1) 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 ただし、訓練・作業室は指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。 また、相談室及び多目的室その他必要な設備は、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。 【平18厚労令171第188条第1項、第3項、第4項】 ※ 原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な既存施設を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いて指定就労継続支援A型を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用する。 【解釈通知 平18障発1206001】 (構造設備) 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 【平18厚労令174第85条（準用第34条）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の平面図</li> <li>・設備、備品台帳</li> </ul>
	(2) (1)の設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 【平18厚労令171第188条第5項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 訓練・作業室 ① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 【平18厚労令171第188条第2項第1号イ】 ② 訓練又は作業に必要な機材器具等を備えているか。 【平18厚労令171第188条第2項第1号ロ】 ※ 複数種類の生産活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保すること。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 【平18厚労令171第188条第2項第2号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 洗面所 利用者の特性に応じたものであるか。 【平18厚労令171第188条第2項第3号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 便所 利用者の特性に応じたものであるか。 【平18厚労令171第188条第2項第4号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(身体障害者更生施設等に関する経過措置) 次の施設（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 ・指定身体障害者更生施設 ・指定身体障害者療護施設 ・指定特定身体障害者授産施設 ・精神障害者福祉ホーム ・指定知的障害者更生施設 ・指定特定知的障害者授産施設 ・指定知的障害者通勤寮 【平18厚労令171附則第22条】 (多機能型の設備の特例) 多機能型指定就労継続支援A型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 【平18厚労令171第216条】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 4 -

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
<b>第4 運営に関する基準</b>				
1 実施主体	(1) 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該事業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか。 【平18厚労令171第189条第1項】 ※ 特定非営利活動法人並びに民法第34条により設立された法人等であって、専ら社会福祉事業以外の事業を行っているものについて、市長が当該事業を社会福祉事業に準ずるものとして認めた場合については、専ら社会福祉事業を行っているものとして取り扱って差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款、寄附行為等</li> <li>・事業報告書</li> </ul>
	(2) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社（特例子会社）以外となっているか。 【平18厚労令171第189条第2項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 支給決定障害者が指定就労継続支援A型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援A型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第197条（準用第9条第1項）】 ※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理体制 等 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込書</li> <li>・申込み時の説明書類</li> <li>・同意に係る書類</li> <li>・運営規程</li> </ul>
	(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 【平18厚労令171第197条（準用第9条第2項）】 ※ 交付する書面に記載すべき内容 ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 提供する指定就労継続支援A型の内容 ③ 利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定就労継続支援A型の提供開始年月日 ⑤ 苦情を受け付けるための窓口 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 契約支給量の報告等	(1) 指定就労継続支援A型を提供するときは、当該指定就労継続支援A型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第10条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証写し</li> <li>・受給者証写し</li> <li>・市町村への報告文書の控え</li> </ul>
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 【平18厚労令171第197条（準用第10条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定就労継続支援A型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第10条第3項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第10条第4項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 5 -

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
4 提供拒否の禁止	<p>正当な理由がなく、指定就労継続支援A型の提供を拒んでいないか。 【平18厚労令171第197条（準用第1条）】</p> <p>※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。 ※ 正当な理由の例 ① 当該事業所の職員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿
5 連絡調整に対する協力	<p>指定就労継続支援A型の利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第2条）】</p> <p>※ 連絡調整～市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村等との連絡調整に関する記録
6 サービス提供困難時の対応	<p>事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定就労継続支援A型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 【平18厚労令171第197条（準用第3条）】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・紹介等の記録
7 受給資格の確認	<p>指定就労継続支援A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 【平18厚労令171第197条（準用第4条）】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・受給者証写し
8 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 就労継続支援A型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第5条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
	(2) 就労継続支援A型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第5条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
9 心身の状況等の把握	<p>指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第6条）】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録
10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定就労継続支援A型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第7条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者に関する記録 ・他の指定障害福祉サービス事業者等との連携に関する記録
	(2) 指定就労継続支援A型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第7条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・保健医療サービス等を提供する者との連携に関する記録

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定就労継続支援A型を提供した際は、当該指定就労継続支援A型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型の提供の都度記録しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第9条第1項）】 ※ 記録する事項～提供日、サービスの具体的な内容、実績時間数、利用者負担額等 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供実績記録票
	(2) (1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定就労継続支援A型を提供したことについて確認を受けているか。 【平18厚労令171第197条（準用第9条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供実績記録票
12 支給決定障害者等に求めることのできる金額の支払の範囲等	(1) 指定就労継続支援A型を提供する支給決定障害者に対して金額の支払を求めることができるのは、当該金額の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 【平18厚労令171第197条（準用第20条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・領収証控え
	(2) (1)の規定により金額の支払を求める際は、当該金額の使途及び額並びに支給決定障害者に金額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 【平18厚労令171第197条（準用第20条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・説明書類 ・同意に係る書類
13 利用者負担額等の要領	(1) 指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の支払を受けているか。 【平18厚労令171第197条（準用第169条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者負担額請求書 ・領収証控え
	(2) 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 【平18厚労令171第197条（準用第169条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者負担額請求書 ・領収証控え
	(3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、費用の支払いを受けている場合、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることができる次に掲げる費用であるか。 ① 食事の提供に要する費用 ア 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 イ 指定就労継続支援A型事業所に通う者のうち、次のいずれかに該当する者については食材料費に相当する額 a 障害者総合支援法施行令第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の所得割の額を合算した額が16万円未満であるもの b 障害者総合支援法施行令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するもの ② 日用品費 ③ ①及び②のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 【平18厚労令171第197条（準用第169条第3項、第4項）、平18厚労令545二のイ】 ※ ③の具体的な範囲については、次の通知による。 (平成18年12月6日付障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」) 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者負担額請求書 ・領収証控え ・運営規程

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	(4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第159条第5項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・領収証控え
	(5) (3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第197条（準用第159条第6項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・同意に係る書類 ・説明書類
14 利用者負担額に係る管理	支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供する指定就労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第22条）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者負担額合計額の算定書類 ・市町村に対する報告の控え ・利用者及び他の障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え
15 訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により市町村から指定就労継続支援A型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第23条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・支給決定障害者に対する通知の控え
	(2) 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第23条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供証明書控え
16 取扱方針	(1) 就労継続支援A型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援A型の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第57条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就労継続支援A型計画 ・就労継続支援A型の提供に関する記録
	(2) 従業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第57条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・説明書類
	(3) 提供する指定就労継続支援A型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第57条第3項）】 ※ 自らその提供する指定就労継続支援A型の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努めること。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
17 就労継続支援A型計画の作成等	(1) 管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援A型に係る個別支援計画（就労継続支援A型計画）の作成に関する業務を担当させているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就労継続支援A型計画
	(2) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・アセスメントの記録
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第3項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・面接の記録 ・説明書類
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援A型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援A型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該事業所が提供する指定就労継続支援A型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援A型計画の原案に位置付けるよう努めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第4項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就労継続支援A型計画の原案
	(5) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成に係る会議（利用者に対する指定就労継続支援A型の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、就労継続支援A型計画の原案の内容について意見を求めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第5項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・会議録等
	(6) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第6項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・説明文書 ・同意文書
	(7) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画を作成した際には、当該就労継続支援A型計画を利用者に交付しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第7項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者への交付の記録
	(8) サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の作成後、就労継続支援A型計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援A型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型計画の変更を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第8項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・モニタリングの記録 ・就労継続支援A型計画
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者へ面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第9項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・面接の記録 ・モニタリングの記録
	(10) 就労継続支援A型計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第58条第10項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	<b>就労継続支援A型</b>			
18 サービス管理責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第59条第1号）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録 ・指定就労継続支援A型の提供に関する記録 ・従業者に対する指導、助言等に関する書類
	(2) サービス管理責任者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第59条第2号）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービス管理責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第59条第3号）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第60条）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・相談等の記録
20 訓練	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第160条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・訓練に関する記録
	(2) 利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第160条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・訓練に関する記録
	(3) 常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 【平18厚労令171第197条（準用第160条第3項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・訓練に関する記録
	(4) 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 【平18厚労令171第197条（準用第160条第4項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・訓練に関する記録
21 雇用契約の締結等	(1) 指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。 【平18厚労令171第190条第1項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・雇用契約書
	(2) (1)の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することのできる規則第6条の10第2号に規定する者（通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者）に対して、指定就労継続支援A型を提供しているか。 【平18厚労令171第190条第2項】 ※ 雇用契約を締結した者については労働者に該当するが、雇用契約によらない利用者については労働者に該当しないことから、これらの作業内容及び作業場所を区分するなど、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮すること。 ※ 利用者の労働者性に関する具体的な考え方については、別に通知するところによる。 （平成18年10月2日障発第1002003号「就労継続支援事業利用者の労働性に関する留意事項について」） 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・訓練に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	<b>就労継続支援A型</b>			
22 就労	(1) 就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。 【平18厚労令171第191条第1項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・作業指導方針 ・作業日誌
	(2) 就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 【平18厚労令171第191条第2項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしているか。 【平18厚労令171第191条第3項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23 賃金及び工賃	(1) 21の(1)の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。 【平18厚労令171第192条第1項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・賃金台帳 ・雇用契約書 ・作業指導方針
	(2) 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしているか。 【平18厚労令171第192条第2項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・工賃支給台帳 ・作業日誌 ・財務諸表
	(3) 21の(2)の規定による利用者（雇用契約を締結していない利用者）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 【平18厚労令171第192条第3項】 ※ 指定就労継続支援A型事業所における会計処理については、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年社援発第1002001号社会・援護局長通知）によること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(3)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。 【平18厚労令171第192条第4項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・工賃支給台帳 ・作業指導方針 ・作業日誌
	(5) (3)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。 【平18厚労令171第192条第5項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・工賃支給台帳 ・作業日誌 ・財務諸表
	(6) 賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充てていないか。（ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。） 【平18厚労令171第192条第6項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24 実習の実施	(1) 利用者が就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。 【平18厚労令171第193条第1項】	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・実習受入先名簿 <i>未実施</i>
	(2) 実習時において、職業指導員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、就労継続支援A型計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めているか。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・日報 ・就労継続支援A型計画 <i>未実施</i>
	(3) 実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 【平18厚労令171第193条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・関係機関との調整に関する記録 <i>未実施</i>

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
25 求職活動の支援等の実施	(1) 公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 【平18厚労令171第194条第1項】 ※ 就労継続支援A型計画に基づき、公共職業安定所における求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、職業指導員が必要に応じ支援すること。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・求職活動に関する記録
	(2) 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人への開拓に努めているか。 【平18厚労令171第194条第2項】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・関係機関との調整に関する記録
26 職場への定着のための支援等の実施	利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 【平18厚労令171第195条】 ※ 利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。 なお、6月間経過後は、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行うこと。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・相談等の記録 ・関係機関との調整に関する記録 <i>採択</i>
27 利用者及び従業者以外の者の雇用	利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の①から③に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ①から③に定める数を超過して雇用していないか。 ① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数 ② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数 ③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数 【平18厚労令171第196条】 (就労継続支援A型に関する経過措置) 平成18年10月1日において現に存する身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に建物の構造を変更したものを除く。）のうち、既に当該上限数を超過する障害者以外の職員を雇用しているものが、指定就労継続支援A型を行う場合については、27の規定を満たすための計画を事前に提出した場合に限り、当分の間、当該規定は適用しない。 【平18厚労令171附則第21条】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・雇用契約書 ・職員名簿
28 食事	(1) あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 【平18厚労令171第197条（準用第86条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・説明書類 ・同意に関する書類
	(2) 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第86条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・献立表
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 【平18厚労令171第197条（準用第86条第3項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・献立表
	(4) 食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第86条第4項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・保健所等の指導に関する書類
	(5) 食事の提供を外部の事業者に委託する場合は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行っているか。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・委託契約書 ・受託事業者との調整に関する記録

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
29 健康管理	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 【平18厚労令171第197条（準用第87条）】 ※ 健康管理の責任者を定めること。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・指定就労継続支援A型の提供に関する記録
30 緊急時等の対応	従業者は、現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第197条（準用第28条）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・緊急時対応マニュアル
31 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定就労継続支援A型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定就労継続支援A型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。 【平18厚労令171第197条（準用第88条）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村への通知の控え
32 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第66条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録
	(2) 管理者は、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第66条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限り。）賃金及び工資並びに利用者の労働時間及び作業時間 ⑦ 通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項 【平18厚労令171第197条（準用第89条）】 ※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 ※ 障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、事業所が送迎を実施するなどの配慮を行うこと。 ※ 虐待の防止のための措置に関する事項 ① 虐待の防止に関する責任者の選定 ② 成年後見制度の利用支援 ③ 苦情解決体制の整備 ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等 【解釈通知 平18障発1206001号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
	<p>(就労継続支援A型事業所の規模)</p> <p>① 10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>② 雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはいならない。</p> <p>③ 雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならない。 【平18厚労令174第73条】</p> <p>(多機能型の規模の特例)</p> <p>一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人(離島その他の地域であつて、平成18年厚生労働省告示第540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」の各号のいずれかに該当するものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものについては10人)以上である場合は、多機能型指定就労継続支援A型事業所の利用定員は10人以上とする。 【平18厚労令174第89条】</p> <p>(従たる事業所を設置する場合の特例)</p> <p>従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。 【平18厚労令174第76条第2項】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対し、適切な指定就労継続支援A型を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 【平18厚労令171第197条(準用第68条第1項)】</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定就労継続支援A型を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 【平18厚労令171第197条(準用第68条第2項)】</p> <p>※ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者へ委託しても差し支えない。 【解釈通知 平18障発1206001】</p> <p>(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 【平18厚労令171第197条(準用第68条第3項)】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・勤務表</p> <p>・勤務表</p> <p>・雇用契約書</p> <p>・委託契約書</p> <p>・研修計画</p> <p>・研修会資料等</p> <p>・研修受講修了証明書</p>
35 定員の遵守	<p>利用定員を超えて指定就労継続支援A型の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 【平18厚労令171第197条(準用第69条)】</p> <p>※ 次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>① 利用定員50人以下の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 利用定員51人以上の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から60を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・利用定員に関する書類</p> <p>・業務日誌</p> <p>・指定就労継続支援A型の提供に関する記録</p>

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
36 非常災害対策	<p>(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順(以下「行動手順等」という。)を整備し、それらを利用者及び従業者に對し定期的に周知する方法を定め実施しているか。また、行動手順等を、事業所の見やすい場所に掲示しているか。 【平24年福岡市条例第57号第186条(準用第73条第1項、第2項)】 【平18厚労令171第197条(準用第70条第1項)】</p> <p>① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置すること。</p> <p>② 非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に對処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせること。 【解釈通知 平18障発第1206001号】</p> <p>③ 関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをすること。</p> <p>(2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 【平24年福岡市条例第57号第186条(準用第73条第3項)】 【平18厚労令171第197条(準用第70条第2項)】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・消防用設備等設置届出書</p> <p>・消防計画(消防計画に準ずる計画)</p> <p>・非常災害時対応マニュアル等</p> <p>・行動手順</p> <p>・避難訓練等の記録</p>
37 衛生管理等	<p>(1) 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 【平18厚労令171第197条(準用第90条第1項)】</p> <p>(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 【平18厚労令171第197条(準用第90条第2項)】</p> <p>特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講ずること。</p> <p>また、次の点に留意すること。</p> <p>① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。</p> <p>③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 【解釈通知 平18障発1206001】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>・衛生マニュアル等</p> <p>・衛生マニュアル等</p> <p>・設備、備品台帳</p> <p>・保健所との連携に関する記録</p>

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
38 協力医療機関	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第91条）】 ※ 事業所から近距離にあることが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・契約書
39 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第92条）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・掲示物
40 身体拘束等の禁止	(1) 指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 【平18厚労令171第197条（準用第73条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・身体拘束等に関する記録
	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第73条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・身体拘束等に関する記録
41 地域との連携等	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第74条）】	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業計画等 ・地域との連携の記録 未実施
42 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 【平18厚労令171第197条（準用第36条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業規則 ・就業時の取り決め等
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第197条（準用第36条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業規則 ・就業時の取り決め等
	(3) 他の指定就労継続支援A型事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 【平18厚労令171第197条（準用第36条第3項）】 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・同意書
43 情報の提供等	(1) 指定就労継続支援A型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 【平18厚労令171第197条（準用第37条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・広告 ・ポスター ・パンフレット 等
	(2) 当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 【平18厚労令171第197条（準用第37条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・広告 ・ポスター ・パンフレット 等

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
44 利益供与等の禁止	(1) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援A型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 【平18厚労令171第197条（準用第38条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録
	(2) 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。 【平18厚労令171第197条（準用第38条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 障がいの意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。 【平18厚労令171第197条（準用第38条第2項）】 ※具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者を紹介された友人に金品を授与すること」、「障がい福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障がい福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
45 苦情解決	(1) 提供した指定就労継続支援A型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 【平18厚労令171第197条（準用第39条第1項）】 ※ 必要な措置～相談窓口、苦情解決の体制及び手順等（利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。） 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・苦情相談体制図 ・苦情解決手順書 ・説明書類 ・掲示物 ・パンフレット ・苦情の記録 ・改善に向けた取組に関する記録
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第39条第2項）】 ※ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 提供した指定就労継続支援A型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第39条第3項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市町村からの指導、助言等の通知 ・改善報告等の控え ・改善措置に関する記録
	(4) 提供した指定就労継続支援A型に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定就労継続支援A型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第39条第4項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・県からの指導、助言等の通知 ・改善措置に関する記録
	(5) 提供した指定就労継続支援A型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第39条第5項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・県又は市町村からの指導、助言等の通知 ・改善措置に関する記録
	(6) 都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第39条第6項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・県又は市町村に対する改善報告の控え
	(7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第39条第7項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営適正化委員会の調査等に関する記録

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
46 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※ 速やかに第一報を報告するとともに事故発生状況報告書を当該利用者に係る市町村へ提出すること。 【平18厚労令171第197条（準用第40条第1項）】 【解釈通知 平18障発1206001】 ※ 事故が発生した場合の対応方法等について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書 ・業務日誌
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第40条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故に関する記録 ・業務日誌
	(3) 利用者に対する指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 【平18厚労令171第197条（準用第40条第3項）】 ※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・損害賠償に関する記録
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 ※ 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月29日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） 【解釈通知 平18障発1206001】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・再発生防止のための措置に関する記録
47 会計の区分	事業ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援A型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第41条）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・会計関係書類
48 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 【平18厚労令171第197条（準用第75条第1項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
	(2) 利用者に対する指定就労継続支援A型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援A型を提供した日から5年間保存しているか。 ① 就労継続支援A型計画 ② サービスの提供の記録 ③ ③に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 【平18厚労令171第197条（準用第75条第2項）】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就労継続支援A型計画 ・サービス内容等の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・身体拘束等に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故に関する記録

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
<b>第5 変更の届出等</b>				
変更の届出等	当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 【法第46条第1項】  ※ 変更届が必要な事項 ① 事業所の名称及び所在地 ② 法人の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 法人の定款、資本金等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧ 運搬する公共職業安定所その他の期間の名称 ⑨ 訓練等給付費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所 【施行規則第34条の23】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・変更届出書等の控え ・指定障がい福祉サービス事業者再開・廃止・休止届の控え
	(2) 当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 【法第46条第2項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・指定障がい福祉サービス事業者再開・廃止・休止届の控え ・障がい福祉サービス事業者等廃止・休止届の控え

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
<b>第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</b>				
1 基本事項	(1) 指定就労継続支援A型に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第13により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 ただし、その額が現に当該指定就労継続支援A型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援A型に要した費用の額となっているか。 【平18厚労告523の一、平18厚労告539、法第29条第3項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	訓練等給付費請求書 訓練等給付費請求用細書 就労継続支援A型計画 指定就労継続支援A型の提供に関する記録 利用者数に関する書類
	(2) (1)の規定により、指定就労継続支援A型に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 【平18厚労告523の二】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 就労継続支援A型サービス費	(1) 就労継続支援A型サービス費については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定就労継続支援A型等（指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第13の1の注1】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）については、指定就労継続支援事業所等（指定就労継続支援A型事業所又は障害者支援施設）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数（当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。注3及び注3の2において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を7.5で除して得た数以上であること。）ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の966に相当する単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第13の1の注2】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）については、上記(2)以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を10で除して得た数以上であること。）ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第13の1の注3】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) (1)及び(Ⅱ)の算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数にかかわらず、平均労働時間数が3時間以上4時間未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第13の1の注3の2】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
	(4) 就労継続支援A型サービス費の算定に当たって、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から④に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。 ① 利用者の数が次に該当する場合 100分の70 指定就労継続支援A型事業所等の利用者の数が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合 (ア) 過去3月間の利用者の数の平均値が、次のいずれかに該当する場合 a 利用定員が11人以下の事業所 利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合 b 利用定員が12人以上の事業所 利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 (イ) 1日の利用者の数が次のいずれかに該当する場合 a 利用定員が60人以下の事業所 利用定員の数に100分の160を乗じて得た数を超える場合 b 利用定員が61人以上の事業所 利用定員の数に当該利用定員の数から60を控除した数に100分の125を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合 ② 指定就労移行支援の提供に当たって、就労移行支援計画が作成されていない場合 a 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 b 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。 ③ 従業者の員数が次に該当する場合 (ア) 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合 a 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠出した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠出した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 b 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たさない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の60%を算定する。 (イ) サービス管理責任者の員数を満たしていない場合 a 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。 b 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たさない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の60%を算定する。 ④ 身体拘束等にかかる記録が未作成の場合、所定単位数から5単位減算しているか。 【平18厚労告523別表第13の1の注4、5、平18厚労告550の九】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間、就労継続支援A型サービス費を算定していないか。 【平18厚労告523別表第13の1の注6】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害又は知的障害のうち、2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を60で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第13の2の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
4 就労移行支援体制加算	イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第13の3の注1】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	ロについては、1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第13の3の注2】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 初期加算	指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第13の4の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 訪問支援特別加算	指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、第2の1の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第13の5の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 利用者負担上限額管理加算	指定就労継続支援A型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第13の6の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
8 食事提供体制加算	低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)に対して、指定就労継続支援A型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 【平18厚労告523別表第13の7の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
9 福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 注1 イについては、指定障害福祉サービス基準186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる職業指導員又は生活支援員(以下注2及び注3において「職業指導員等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。 3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。 (1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 【平18厚労告523別表第13の8の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	10 欠席時対応加算	指定就労継続支援A型事業所等において指定就労移行支援事業A型等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、予め当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又は当該利用者の家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 【平18厚労告523別表第13の9の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
11 医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)  注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として算定しているか。 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。 4 ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。  【平18厚労告523別表第13の10の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
12 施設外就労加算	指定就労継続支援A型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。  【平18厚労告523別表第13の11の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 重度者支援体制加算	イ 重度者支援加算(Ⅰ) ロ 重度者支援加算(Ⅱ)  注1 イについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 2 ロについては、指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  【平18厚労告523別表第13の12の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
14 賃金向上達成指導員配置加算	指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員（生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画（以下「賃金向上計画」という。）を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう、以下同じ。）を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ（職務経歴、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。）を図るための措置を講じているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。  【平18厚労告523別表第13の12の2注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
14 送迎加算	注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はそののみの圏が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（施設管理委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。  【平18厚労告523別表第13の13の注】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
15 障害福祉サービスの体験利用支援加算	① 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ② 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)  ア ①及び②については、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合には、所定単位数に減して算定しているか。 (1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 (2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 イ ①については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 ウ ②については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 エ ①及び②が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  【平18厚労告523別表第13の14の注1、注2、注3、注4】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
16 在宅時生活支援サービス加算	指定就労継続支援A型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  【平18厚労告523別表第13の14の2注】			
17 社会生活支援特別加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援A型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。  【平18厚労告523別表第13の14の3注】			

点検項目	点検事項 就労継続支援A型	点検結果		点検書類
		適	否	
18 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型等（国、のぞみ圏又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から17までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から17までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 2から17までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p style="text-align: right;">【平18厚告523別表第13の16の注】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善加算届出書</li> <li>・処遇改善加算計画書</li> <li>・キャリアパス要件等届出書</li> <li>・添付書類等の控え</li> </ul>
19 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、2から16までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（障害者支援施設にあつては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">【平18厚告523別表第13の16の注】</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	